

SANKYODO

PRESS

2025. 8

月号

Topics 注目トピック

社保 夏の職場、熱中症対策は万全ですか？ ～2025年 労働安全衛生規則改正への実務対応～

融資 "TKC全国会と日本政策金融公庫が連携した新たな提携スキーム"
「TKCファストリンク」について解説！

新入社員紹介ページ

メディア実績



持分会社と株式会社の違いは？
設立時の手続きや費用も解説！

松本優世 山本賢志朗
パートナー就任おめでとう！

持分会社と株式会社の違いは？設立時の手続きや費用も解説！

会社を設立するときには、株式会社で設立するか持分会社と呼ばれるような株式会社とは性質の異なった会社を設立することのどちらかを選択する必要があります。そのため、自分が持分会社か株式会社のどちらで会社を設立した方が良いのか判断できるように、この記事では、持分会社と株式会社の違いやそれぞれの設立時に必要となる手続きや費用を比較しながら解説しています。

持分会社とは何か

持分会社とは「合名会社・合資会社・合同会社」の3種類の会社の総称です。株式会社とは主に、出資を行なった人と経営者との関係の違いから分けて考えられています。

持分会社と株式会社はどちらも「法人格」を持てることは共通しているのですが、明確に異なる点があるので持分会社と株式会社の違いは、以下で解説していきます。

持分会社と株式会社の違い

	会社の責任	会社の所有権	設立時に必要な費用
株式会社	役員が負うことが多い 	株を所有している 役員または株主 	一般的に60,000円~100,000円の「定款印紙代・登録免許税」がかかります。
持分会社	出資をおこなった社員 	出資をおこなった社員 	200,000円~240,000円の「公証人手数料・定款印紙代・登録免許税」がかかります。

持分会社と株式会社の違いは、主に会社の責任や所有権、定款に記載すべき項目の2つが異なります。ここでは、この2つの違いを解説していきます。

■ 会社の責任や所有権の違い

持分会社と株式会社の違いの一つとして、挙げられるのが「会社の責任と所有権の違い」です。

ここでの責任は、株式会社の中には会社の経営が傾いたときや売上が著しく落ちたときの責任は役員が負うことが多いです。反対に、持分会社では出資をおこなった社員（従業員とは違う）が経営権を持っているために、責任を問われます。

所有権に関しては、株式会社の所有権は「株を所有している役員または株主」がっており、持分会社の所有権は「出資をおこなった社員」がもっている違いがあります。

持分会社は、経営などに関しても株式会社と比べて自由度が高いです。しかし、自由度が高いので社員同士でコミュニケーションが適切に取れていなかったり、関係が悪い場合には、トラブルへと発展してしまうことも多くあります。出資をおこなった社員がその会社の経営に関与したり、利益分配の権利を持てることは、持分会社のよいところでもあり、悪いところでもあります。

■ 無限責任社員・有限責任社員に分けられる

持分会社では出資をおこなった社員が会社の責任を負うと前述しましたが、この責任の範囲も2つに分類されるため、ここで詳しく解説します。

合同会社の社員は、有限責任社員に分類できます。この有限責任社員とは、会社を設立するときに出資した額を上限に、その責任を取る義務がある社員のことをいいます。出資をおこなった全員が業務を執行する代表者になりますが、株式会社と同様に定款で代表者を定めることもできます。

反対に、合名会社の社員はすべて無限責任社員に分類され、出資をおこなった全員が無限責任を負います。もし、会社が経営不振などによって破産したときなどには、個人の財産を使ってでも会社の借金を支払う義務があります。合名会社では出資者がこのような重い責任を負うために、全員が会社の業務を執行する代表者となります。

合資会社では、この有限責任社員と無限責任社員の2種類の社員が混在します。そのため、会社の設立に中心に関わった人物が無限責任社員となって、会社の業務を執行していきます。合資会社での有限責任社員は、会社設立の際に出資をし援助をおこなったような扱いになるので、もし会社が破産などをしても個人の財産を使って借金の返済をおこなう必要はありません。

■ 定款に記載すべき項目が異なる

持分会社では社員の責任を「無限責任社員・有限責任社員」と分類するために、株式会社と比べて定款に記載すべき項目が異なります。

以下で、株式会社の場合と持分会社の場合に分けて解説していきます。

■ 株式会社の場合

株式会社の定款に記載すべき項目は以下になります。

- 目的
- 商号
- 本店の所在地
- 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- 発起人の氏名または名称及び住所

■ 持分会社の場合

持分会社の定款に記載すべき項目は以下になります。

- 目的
- 商号
- 本店の所在地
- 社員の氏名または名称及び住所
- 社員が無限責任社員または有限責任社員のいずれかであるか
- 社員の出資の目的及びその価額または評価の標準

■ 設立時に必要な費用が異なる

持分会社と株式会社では、設立時に必要となる費用も異なります。

持分会社を設立するときには、一般的に60,000円~100,000円の「定款印紙代・登録免許税」がかかります。反対に、株式会社を設立するときには、200,000円~240,000円の「公証人手数料・定款印紙代・登録免許税」がかかります。

そのため、費用をなるべく安く会社を設立したいときには、持分会社で設立することをおすすめします。さらに、株式会社には決算公告の義務がありますが、持分会社にはないためランニングコストも安く抑えられます。

持分会社の社員の責任について

持分会社での無限責任社員は、会社の債権者に連帯する形で無限の責任を負う義務があります。反対に、合資会社での有限責任社員は、会社の債権者に連帯して責任を負う義務はありますが、出資をおこなった金額を限度とされています。

持分会社に社員が入るときや退社するときの注意点

持分会社に社員が入るときや 退社するときの注意点

社員が入るとき	社員が退社するとき
<p>定款を変更し社員になろうとする際に、その社員が出資をおこなっていない場合には出資の履行が完了した時点で社員となるので、注意が必要です。</p> 	<p>任意退社 と 法定退社 の2つがあり、それぞれ注意点があります。</p> 

持分会社では、持分の全部または一部を譲り受けた人は持分会社の社員となれます。また、定款を変更すれば新たに社員を加入させることもできます。しかし、定款を変更し社員になろうとする際に、その社員が出資をおこなっていない場合には出資の履行が完了した時点で社員となるので、注意が必要です。

反対に、持分会社での退社は、会社存立中に社員が持分を絶対的に喪失することを指します。この退社にも「任意退社・法定退社」の2つがあり、任意退社の場合では6ヶ月前までに退社の予告が求められます。

2つ目の法定退社は「定款所定の事由・総社員の同意・死亡・破産手続き開始の決定・後見開始の審判・除名」などによっておこなわれます。

退社と一言で表しても、任意退社であるか法定退社かの2つに分けて、どのような退社になるのかによって求められることも変わるので理解しておく必要があります。

持分会社にするメリットとデメリット

持分会社にするメリットとデメリット

持分会社にするメリット	持分会社にするデメリット
<ol style="list-style-type: none">1 設立費用が株式会社と比べて安い ☆☆☆2 会社内部の関係が自由で、定款自治が広く許されている3 人的信頼関係と社員の個性が重視されるため、持分の譲渡が制限されている	<ol style="list-style-type: none">1 株式や新株予約などの発行ができない2 決算公告の義務がないため情報開示されることが少なく、株式会社と比べて信用力に劣る 

持分会社は株式会社に比べて、安く設立できたり自由度が高いことがメリットとして挙げられますが、デメリットもあります。そのため、ここでは持分会社にするメリットとデメリットの双方を解説していきます。

持分会社にするメリット

持分会社にするメリットは大きく3つあります。

1. 設立費用が株式会社と比べて安い
2. 会社内部の関係が自由で、定款自治が広く許されている
3. 人的信頼関係と社員の個性が重視されるため、持分の譲渡が制限されている

上記のような理由で、持分会社は一般的に小規模の事業をおこなう際に向いている組織となっています。

持分会社にするデメリット

反対に、持分会社にするデメリットを2つ挙げます。

1. 株式や新株予約などの発行ができない
2. 決算公告の義務がないため情報開示されることが少なく、株式会社と比べて信用力に劣る

そのため、将来的に事業を大きくしていきたいなどと考えている方には、あまり向いていません。

持分会社と株式会社の設立時の手続きを比較

持分会社と株式会社では設立時に必要な手続きも異なります。手続きに関しても理解しておかなければ、持分会社と株式会社のどちらで会社を設立するかを決めることが難しいこともあるでしょう。

そのため、以下で持分会社と株式会社の設立時の手続きを比較しながら解説していきます。

■ 持分会社の設立手続き

合同会社を含む持分会社では、株式会社と比べると設立手続きが簡単です。定款の作成、出資の履行、そして設立登記など共通する手続きも多いですが、定款の記載内容や作成後の認証、出資の履行で株式会社との違いが出てきます。これらのことが結果として設立にかかる費用を下げ、持分会社を設立するメリットにもなっています。

以下で、会社設立に必要な定款作成から説明します。

持分会社では社員になる者が定款を作成し、この全員が署名または記名押印します。

注意すべきポイントは株式会社で言う社員とここでの社員は異なることです。株式会社の社員は株主であり、実際の業務を執行する者とは限りません。これに対して持分会社では出資をおこなった社員が業務の執行をし、基本的にその全員が代表者です。

定款の記載事項としては「目的」や「商号」など、株式会社と共通するものも多いですが、「社員の氏名または名称および住所」、「社員の責任の別」「社員の出資の目的およびその価額または評価の標準」などの事項は株式会社には存在しない事項です。

「社員の責任の別」とは、有限責任か無限責任を示し、社員の全員につき無限責任と定めれば合名会社、双方を定めれば合資会社、そして全員を有限責任とすれば合同会社になります。

出資は合名会社と合資会社の場合、履行の時期などを自由に定めることができます。さらに、無限責任社員は出資の目的を「信用」や「労務」とできるため、この2つの会社は定款の作成から設立登記の申請、会社設立までにかかる時間をかなり短くできます。

合同会社の場合、定款の作成後設立登記までに金銭の払い込みをしなくてはなりません。なぜなら、合同会社では社員の全員が有限責任であり、会社債権者保護のために引き当てとなる会社財産を確保する必要があるからです。

こうして、出資の履行が終われば本店の所在地の設立の登記をして合同会社が設立されます。

株式会社の設立手続き

株式会社を設立するにはまず定款を作成し、株主の確定、会社機関の具備、そして設立登記をすることによって法人格の取得、つまり会社が成立します。また、設立時の株式引受によって発起設立か募集設立かに方法が分かれます。

発起設立では発起人がすべての株式を引き受け、募集設立では発起人が一部の株式を引き受け、残りの部分は株式引受人を募集する形で会社設立を進めていきます。しかし、どちらにしても定款の作成や設立登記を要するなど、おおまかな流れに違いはありません。

株式引受以外に異なるポイントとしては、発起設立であれば設立時役員などの選任を発起人の議決権の過半数によってできますが、募集設立の場合は創立総会の招集から始めなければなりません。

そこで設立にかかる役員の決定など、意思決定をしていきます。創立総会とは会社設立前の株主総会のようなものです。設立時取締役が定めれば、この過半数をもって設立時代表取締役の選定を行います。

その後、出資の履行や設立登記をして株式会社が設立すれば、発起人や株式の引受人は株主となり、設立時役員などはそのまま会社の役員となります。

まとめ

合同会社と株式会社とでは有限責任であるという点で共通していますが、定款への記載事項や、認証が合同会社では必要ないこと、そして設立にかかる費用にも差が出てきます。

また株式や株主が存在せず、社員が経営者になることで意思決定なども迅速にでき設立の手続きもスムーズに進められます。

合同会社設立をするうえでこれらはメリットになりますが、株式会社や持分会社などの組織の決定にはその後の経営なども考慮し慎重に決めるようにしましょう。

会社を設立するときには、税理士に相談することをおすすめします。なぜなら、税理士に相談すれば、税金の関わる情報の提供が受けられたり、創業時に利用できる「創業融資」や助成金・補助金などの申請をサポートしてくれたりするメリットがあります。

会社設立時には、事業での利益も早く安定させるために経営者が多忙になることも多いです。そのため、税理士のサポートを受けたい方も多くいらっしゃいます。そのような方は、税理士に相談してみたいでしょうか。

持分会社に関するよくある質問

Q. 持分会社にするメリットは？

A. 持分会社にするメリットは大きく3つあります。

1. 設立費用が株式会社と比べて安い
2. 会社内部の関係が自由で、定款自治が広く許されている
3. 人的信頼関係と社員の個性が重視されるため、持分の譲渡が制限されている

Q. 持分会社にするデメリットは？

A. 持分会社にするデメリットは以下の2つです。

1. 株式や新株予約などの発行ができない
2. 決算公告の義務がないため情報開示されることが少なく、株式会社と比べて信用力に劣る

Q. 持分会社の社員の責任について教えてください

A. 持分会社での無限責任社員は、会社の債権者に連帯する形で無限の責任を負う義務があります。反対に、合資会社での有限責任社員は、会社の債権者に連帯して責任を負う義務はありますが、出資をおこなった金額を限度とされています。

夏の職場、熱中症対策は万全ですか？ ～2025年 労働安全衛生規則改正への実務対応～

毎年、夏の職場では熱中症による労災事故が多数発生しています。近年は気候変動の影響で猛暑が常態化しており、熱中症のリスクはさらに深刻になっています。

特に、建設現場・工場・倉庫・配送・警備・農作業など、屋外や高温になりやすい環境で働く従業員にとって、熱中症は命に関わる重大な問題です。

厚生労働省の発表によると、2023年には805件の熱中症による労働災害が認定されており、中には死亡事故も含まれています。

こうした状況を受け、厚生労働省は毎年5月から9月にかけて「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、事業者に対して熱中症予防の強化を呼びかけています。さらに、2025年6月には労働安全衛生規則の一部が改正され、職場での熱中症対策が一層強化され、義務化されました。

1.【義務化】会社に取り組むべき2つの新ルール

今回の改正で、すべての事業者（会社）に以下の2つの準備が義務付けられました。

①「体調不良」の報告体制づくり

気分が悪い時、すぐに責任者へ伝わる仕組みを事前に作ることが必須です。

誰に？ 報告を受ける上司や担当者を明確に決める。

どうやって？ 責任者の巡視、バディ制（相互確認）などを導入する。

周知方法は？ ポスター掲示や朝礼での伝達で全員に知らせる。

② 緊急時の対応マニュアル作成

万が一の際にどう動くか、具体的な手順書を作り、全員が知っている状態にします。

1. 安全な場所へ移動



2. 体を冷やす



3. 医療機関へ連絡

①「体調が悪い」とすぐに報告できる仕組みづくり

誰かが「気分が悪いな」と感じたときや、周りの人が「あの人、様子がおかしいぞ」と気づいたときに、すぐに責任者へ報告できる流れを前もって作っておく必要があります。

誰に？

- ・報告する相手（上司など）と連絡先をはっきり決めて、全員に知らせておきましょう。

どうやって？

- ・責任者がこまめに現場を見回る、2人1組で互いの様子を確認する（バディ制）などの工夫も有効です。

どうやって周知する？

- ・職場の見やすい場所にポスターを貼る、メールで知らせる、朝礼で伝えるなど、全員に伝わる方法で周知しましょう。

②熱中症が起きたときの対応マニュアル作成

万が一、熱中症が疑われる人が出た場合に、どう動くかを具体的に決めた手順書（マニュアル）を作り、全員に知らせておく必要があります。

すぐにやることを記載

- ・安全な場所へ移動
- ・服をゆるめて体を冷やす（水をかける、冷たいタオルを当てる等）
- ・必要なら救急車を呼ぶ・病院へ連れて行く。

大事な注意点

- ・絶対に一人にしない！ ▶ 容態が急に悪くなることがあるため、必ず誰かが付き添いましょう。
- ・判断に迷ったら ▶ すぐに救急安心センター（#7119）などに電話して、専門家の指示を受けてください。

2.これまで通り、基本の予防対策

新しいルールと合わせて、以下の基本的な対策も引き続き徹底しましょう。

①環境を整える

- ・暑さ指数 (WBGT) をチェック ▶ WBGT計で「本当の暑さ」を測り、基準を超えたら作業を見直しましょう。
- ・涼しい休憩場所を確保 ▶ クーラーの効いた部屋や日陰で休めるようにしましょう。
- ・体を冷やすグッズを準備 ▶ 氷、冷たいおしぼり、シャワーなどをいつでも使えるようにしておきましょう。
- ・水分・塩分を補給 ▶ スポーツドリンクなどをいつでも飲めるように準備しておきましょう。

②働き方を工夫する

- ・こまめな休憩 ▶ 長時間、連続で作業しないようにしましょう。
- ・体を暑さに慣らす ▶ 休み明けや暑くなり始めは、徐々に作業時間を長くして体を慣らしましょう（暑熱順化）。
- ・通気性の良い服装 ▶ 涼しい素材の服や、ファン付きの作業着などを活用しましょう。

③みんなで健康をチェックする

- ・持病への配慮 ▶ 高血圧や糖尿病など、熱中症になりやすい持病がある人には特に配慮が必要です。
- ・日々の体調管理 ▶ 睡眠不足や二日酔い、朝食抜きは危険です。作業前にはお互いに健康状態を確認しましょう。

④知識を身につける

- ・研修の実施 ▶ 熱中症の危険性や予防法、対処法について、全員が学べる機会を作りましょう。

⑤もしもの時に備える

- ・緊急連絡網の作成 ▶ 救急車を呼ぶときのために、病院の連絡先や住所をまとめたリストを準備し、周知しておきましょう。

3.参考

[職場における熱中症対策の強化について](#)

[労働安全衛生規則の一部の改正について](#)

[熱中症を防ぎましょう | 厚生労働省](#)

4.最後に

熱中症は「予見可能かつ予防可能」な災害であり、適切な予防策を一時的にやっていない場合は企業の安全配慮義務が問われるリスクがあります。従業員の命と健康を守ることは、企業にとって最も重要な責務の一つです。今回の法改正をきっかけに、今一度、熱中症対策を見直してみたいはいかがでしょうか。



熊谷 久美恵

"TKC全国会と日本政策金融公庫が連携した 新たな提携スキーム"「TKCファストリンク」について解説!

税理士・公認会計士が組織するTKC全国会は、日本政策金融公庫との新たな提携スキーム「TKCファストリンク」を構築したことを発表しました。中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金供給を目的として、2025年9月よりサービス提供を開始する予定です。

「TKCファストリンク」は、TKC会員から日本政策金融公庫へ共有する情報や、情報伝達の手段について、時代に即したアップデートを図ることによって、中小企業・小規模事業者に対して従来以上に迅速な資金供給を実現するものです。

具体的には、「TKCファストリンク」を活用し、TKC会員が紹介した関与先企業については、融資申込から概ね5営業日以内（創業は7営業日以内）に融資の検討結果を回答するものです。

「TKCファストリンク」の特徴は、主に下記の3点が挙げられます。

①審査のスピードアップ

TKC会員が事前に決算書や試算表、継続MASシステムで作成した計画書等の資料を提出することで、日本政策金融公庫における融資の検討がスピードアップします。

②迅速で安全な情報伝達

資料の受け渡しには「日本公庫ダイレクト」を活用することで、タイムリーかつ安全に資料が提出可能となります。

③継続的なモニタリング

融資実行後は、TKCモニタリング情報サービスを通じて、継続的に決算書を日本政策金融公庫に提出する仕組みが整っています。

これにより、融資申込から実行までのプロセスが大幅に効率化され、中小企業にとっては資金調達のハードルが下がることが期待されています。

【スキーム概要】

スキーム名	TKCファストリンク
ご利用いただける方	<p>■税務申告を1期以上行っている方</p> <p>①ご紹介者のTKC会員が最新決算の申告手続きを行っていること</p> <p>②継続MASシステムで作成した「当期の経営計画書」または「現状での期末業績の予測表」をご提出いただけること</p> <p>③TKCモニタリング情報サービスを通じて、ご融資後に継続して決算書をご提出いただけること</p> <p>④ご融資の検討にあたって、TKC会員にヒアリング等のご協力をいただけること</p> <p>■新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を終えていない方</p> <p>①ご紹介者のTKC会員が創業にあたってサポート（計画書への助言・ブラッシュアップ）を行い、顧問契約を結ぶ予定（または顧問契約済）であること</p> <p>②継続MASシステムで作成した「創業計画書」をご提出いただけること</p> <p>③TKCモニタリング情報サービスを通じて、ご融資後に継続して決算書をご提出いただけること</p> <p>④ご融資の検討にあたって、TKC会員にヒアリング等のご協力をいただけること</p>
資金のお使いみち	事業に必要な運転資金・設備資金
ご融資金額	3,000万円以内（既往取引の融資残高を含みます。）
ご融資期間	適用する融資制度に定める期間
ご融資利率	適用する融資制度に定める利率
ご返済方法	原則として月賦払い
保証人・担保	要相談
お取扱い支店	日本政策金融公庫 全支店
特記事項	・原則、日本公庫ダイレクトを活用し、TKC会員から日本公庫あてに事前書類の提出を行う必要があります。

[「TKCモニタリング情報サービス」のサービス内容についての詳細はこちら](#)

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

[動画を再生▶](#)



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

[動画を再生▶](#)



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

[動画を再生▶](#)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら▶](#)

セミナー



フリー株式会社主催 freee 会計導入後のバックオフィスDXの進め方セミナーに宮川が登壇
(2024年12月)



フリー株式会社主催役員報酬の決め方セミナーに近藤が登壇
(2024年10月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年1月)



税界タイムス
(2024年2月)



BIZUP
(2024年2月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士法人との共催セミナーに代表税理士 朝倉とCTO・税理士 宮川 大介が登壇
(2024年7月)

書籍



2023年12月発刊

[ご購入はこちら▶](#)



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo 税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2025-

8
月号

vol.39

SANKYODO

ホームページ

<https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6040

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋21階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア2-D